

令和5年8月1日

群馬県タクシー事業者各位

群馬県タクシー運転者登録センター

運転者証の様式変更について

標記について、8月1日よりタクシー業務適正化特別措置法の施行規則（第11条第8号様式）の改正により、運転者証の様式が変更（別紙参照）になります。なお、表示につきましては、下記施行規則条文（改正はありません）の通り、裏面を車内に向けて利用者に見やすいように表示（別紙参照）をして頂きますようお願いいたします。

また、新しい様式の運転者証は、新規もしくは再登録、運転免許証の有効期限による更新に合わせて随時発行いたしますが、今までの運転者証を表示していても差し支えありません。なお、新しい様式に全運転者切り替えたい場合は、作業する期間が必要でありますので事前に協会へご連絡ください。

記

<タクシー業務適正化特別措置法施行規則>

（運転者証の表示）

第十二条 運転者証は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者証の表をタクシーの外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならない。

(別紙)

裏

CERTIFIED
Japan Professional Driver

登録番号

登

タクシー
事業者名

表

CERTIFIED
Japan Professional Driver

36.5mm

登録番号

運転者名

101mm

写真

運転免許証の有効期限

地方運輸局名または登録実施機関名

年 月 日

タクシー事業者名

印

押出し
スタンプ

年 月 日 第 号

7mm